

## 第9章 監視計画

## 第9章 監視計画

### 9-1 事後調査を行うこととした理由

本事業では、予測条件として用いた工事計画、施設計画等に未確定なものがあるため、予測の不確実性が大きいおそれがある。そこで、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施する。また、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響を回避し、または低減する。

なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」（平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号）第 39 条（事後調査等の実施）に基づく調査である。

### 9-2 事後調査の項目及び方法

#### 9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2.1 に示すとおりである。

表 9-2.1 施工時における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の 1 地点	重量法（ダストジャーによる採取）による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の 1 か月
水質	工事の実施	濁度 水素イオン濃度	沈砂池出口及び濁水処理施設からの排水地点	「JIS K 0101 工業用水試験方法」（濁度）及び「JIS Z 8802 pH 測定方法」に準拠する方法による連続監視	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視
		浮遊物質量 有害物質（砒素、ふっ素、鉛）	沈砂池出口（浮遊物質量のみ）及び濁水処理施設からの排水地点	濁度を指標として、相関関係から濃度を把握する方法ただし、濁度との相関関係が認められない有害物質は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年、環告第 59 号）に準拠した方法	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視ただし、濁度との相関関係が認められない有害物質の分析は施工中 1 か月に 1 回程度
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル ( $L_{A5}$ )	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く 3 地点	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月、厚生省・建設省告示 1 号）に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の 1 日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	現地調査地点の工事用車両（大型車）が走行する 3 地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の 1 日間 (工事実施時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル ( $L_{10}$ )	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く 3 地点	「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月、環大特 154 号）に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の 1 日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル ( $L_{10}$ )	現況調査地点の工事用車両（大型車）が走行する 3 地点	「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月、環大特 154 号）に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の 1 日間 (工事実施時間帯)

## 9-2-2 供用時

供用時における事後調査は施設の稼働が定常となった時期から1年間実施する。事後調査の項目及び方法等は、表9-2.2に示すとおりである。

表9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	長期平均濃度の最大着地濃度地点に近い現地調査地点（市川市信篤公民館、市川市立二俣小学校）の2地点	表9-2.3に示す方法に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期から1年間（4季、各7日間）
水質	施設の稼働	環境基準（健康項目、生活環境項目） ダイオキシン類	高谷川の現地調査地点3地点	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号）、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環告第68号）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期から1年間（生活環境項目4季各1回、健康項目及びダイオキシン類 年2回）
騒音	施設の稼働	騒音レベル（L <sub>A5</sub> ）	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月、厚生省・農林省・通産省・運輸省告示1号）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期の1回（1日24時間）
		超低周波音 G特性音圧レベル（L <sub>G5</sub> ）	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期の1回（1日24時間）
振動	施設の稼働	振動レベル（L <sub>10</sub> ）	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「振動規制法の施行について」（昭和51年12月、環大特154号）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期の1回（1日24時間）
悪臭	施設の稼働（臭気の漏洩）	特定悪臭物質（22物質）	敷地境界の現地調査地点の2地点（風上側、風下側）	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環告第9号）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期の梅雨季、夏季、秋季、冬季に各1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環告第63号）に示される三点比較式臭袋法による現地調査	特定悪臭物質の調査と同期間
	施設の稼働（煙突排ガス）	特定悪臭物質（22物質）	周辺地域の現地調査地点の2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環告第9号）に準拠した現地調査	施設の稼働が定常となった時期の夏季、冬季に各1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環告第63号）に示される三点比較式臭袋法による現地調査	特定悪臭物質の調査と同期間

表 9-2.3 大気質の調査手法

調査項目	調査手法
二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月環告第 25 号）に定める方法
窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月環告第 38 号）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月環告第 25 号）に定める方法
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年 環境庁）等に定める方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月環告第 68 号）に定める方法
水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省）に定める方法

### 9-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講じるものとする。

### 9-4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、市川市のホームページ等において公表する。

### 9-5 事後調査の実施主体等

工事中及び供用時の事後調査は本市が実施する予定である。